

Title	ラートブルフの刑法論 (二・完)
Sub Title	Gustav Radbruchs strafrechtsdogmatische und kriminalpolitische Lehren (Schluss)
Author	宮沢, 浩一 (Miyazawa, Kōichi)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1968
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.41, No.9 (1968. 9) ,p.28- 55
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19680915-0028

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ラートブルフの刑法論（二・完）

宮 沢 浩 一

はじめに

ラートブルフの刑法理論（以上前号）

ラートブルフの刑事政策論

一 はじめに

二 社会的刑法の考え方

三 刑事政策的提言

四 刑法改正と確信犯人論

五 ナチズムとの対決

ラートブルフの刑法論の現代的意味

——むすびに代えて——

ラートブルフの論著年表

ラートブルフの刑事政策論

一 はじめに

ラートブルフの刑事政策論⁽¹⁾については、特に、木村博士そして常盤敏太教授⁽²⁾の手によつて紹介されて居り、比較的良好に知られているから、ごく概略的に言及するにとどめたい。

ここでも、又、私は、ラートブルフの思索を時代思潮との関連においてとらえることの必要性を思わずにはいられない。

ラートブルフは、V・リストの門下として、その近代派の考え方を最も正統的に受けつぎ、刑事政策論の基礎としてそれを明確にとりあげたといつてよいであろう。刑罰の本質については、目的刑の考え方に従つて居るが、さらに教育刑の思想に左祖したについては、同じ新派の陣営に属するリープマンの影響をより強くうけている⁽³⁾。教育刑の考え方は、リープマンとラートブルフの努力によつて集大成したといつてよいであろう⁽⁴⁾。ラートブルフは又、死刑廃止論者であるが、この考え方も、同じくリープマンの一九一二年に発表した死刑論に影響されたところが大きい⁽⁵⁾。刑法改正についての多くの示唆は、その一九二一年のドイツ刑法典の改正に関する著書から、刺激をうけている⁽⁵⁾。

ラートブルフの刑事政策的思考の基礎には次のような考えがある。即ち、自由主義的な考え方が、新しい個人主義的刑法思想にマッチして居り、これに、社会刑法の考え方を折り込んで刑法的思想をより現代的なものにしてゆくべきである、と。ただ、V・リストのように、近代派の考え方を強調するあまり、応報刑の考え方を衝動的・本能的・無目的であるときめつけることなく、応報刑の思想にも、古典的な意味での自由主義的思想としてはたした役割の意義を認めている⁽⁶⁾。ただ、応報刑の考え方の基礎をなす超個人主義的・国家主義的思考に限界があることを指摘している。

これに対して、V・リストの意味での目的刑の思想の背景をなす社会的な法思想に、社会的な見解を折り込んだ意味での

現代的な個人主義の志向の意義を認め、これを高く評価する。即ち、それ自体、多くの矛盾をはらんだ社会・経済機構の所産としての犯罪とその社会的な面での欠陥の除去に努める社会民主主義の法的思维との結びつきを明確化しようとする。

二 社会的刑法の考え方

まさに、このラートブルフの見解は、犯罪原因を社会学的な所与に求め、政治・経済条件と犯罪との相関関係を分析する犯罪社会学の考え方、犯罪現象を個人的な素質の制約と併せて統合的に評価する場合のもう一つのモメントとしてフェリーの見解をも受け容れたV・リストの考え方に依つている。まさに、ラートブルフは、フェリーとリストのこの思考の赴く発展路線の延長上にある。事実、ラートブルフの論文には、一九二一年に公表されたフェリー草案の指す方向こそが、刑法、そのいわゆる社会刑法の進むべき路であるとした言葉がある。⁽⁷⁾

このような、ラートブルフの刑法改正に対する見通しは、一九〇九年に発表された「刑法改正の政治的予測」という小論の中で、すでにその萌芽的な思考が示されていた。⁽⁸⁾

この論文は、当時の政党、保守党から社会民主党までの主要な政党の基本的な主張を、それぞれの政治綱領に関連づけて明らかにし、⁽⁹⁾刑法改正には、はたして政治的なチャンスがあるであろうかを、極めて現実性を帯びた考慮のもとで検討している。刑法改正は、従来、学問的立場の相違にもとづく抽象的論争という形で議論の対象にされた。これに対して、ラートブルフは、学派の争いの根元にある理論的な建て前の争いという結着のつかない論争は、⁽¹⁰⁾所詮無駄であるとし、刑法改正を實際にその政治的課題として取り組む政党の考え方と刑法改正の理念とのかね合いとしてとらえた。このようにして実現の可能性をさぐることは、それまで何人も気づかなかつた観点であつたといつてよい。もとより、リヒアルト・シュミットのような旧派の人からは非難されたところではあつたが、⁽¹¹⁾刑法改正の問題を法政策的な対決としてとらえるという着想は、す

ぐれた見解であるといえよう。とはいえ、現代のごとき思想状況では、このような明確な概念図式によつて、刑法改正の政治的予測をつけることは困難であろう。アルトゥール・カウフマンも指摘するように、現代の多元的な社会では、政党の名称がその政策を正しく反映してはいないからである。⁽¹²⁾

それはともかくとして、刑法改正の作業を政党の政策綱領の中でとらえようというその見解は、なるほど刑事政策が政策の一部であるとするV・リストの思想から出ているものであるが、後に、ラートブルフの言葉として、法哲学綱要において次のように明言された。

「刑の目的についての争いは、国家の目的をめぐる争いの部分的問題であり、刑事政策は、政策の一部である」⁽¹⁴⁾と。

超個人主義的権威的な国家観は、応報刑の考え方に即応しているが、この思想自体、法による刑罰を要求するという意味で国民の自由を守ることに奉仕したものであり、これ自体、一つの偉大な法思想の所産である。超個人主義的自由主義は、保安刑法の考え方をとり、真に社会にとつて危険なものから社会を守るという考え方をとるのである、として、保安刑法の立場が社会刑法の考え方の所産であると説く。⁽¹⁵⁾

この考え方は、一九二五年の保安刑法と法的安定性の論文において一層の展開をとげた。⁽¹⁶⁾そして、そこでいう「保安」の考え方が、保安・改善処分に連なる概念であることは、改めて指摘する必要もあるまい。

ラートブルフは、社会を危険な犯罪人から防衛するために、犯人の性格、個人的状態に最も適切な処分を選択しなければならぬ、犯人の特性に従つて、教育・改善・治療改善の処置を考え、改善の不能なものに対しては、保安監置により、社会から隔離することによつて社会の保護を実現しよう、と提案していた。

しかし、超個人主義的な社会刑法という場合、ラートブルフの用いる概念は、自由主義的なそれであつて、権威的な立場に立脚するものではないから、社会隔離処分という最も強力な処分は、生物的にどうしようもない者、いかなる生産機構で

も処置なしと認められる者に限られるべきであつて、このような例外的な者以外には、刑法は、むしろ、社会福祉的な機能をはたすべきであると強調していた。⁽¹⁷⁾

「社会主義の文化理論」の中で指摘していたことであるが、「最善の社会秩序のなかでもなおある種の犯罪というものは存在するし、また社会のこの犯罪に対する反作用というものも存在せざるをえないであろう。そしてこの種の犯罪はただプロレタリアの境遇に起因するだけでなく、生物学的退化に起因するものである⁽¹⁸⁾」。しかし、生産過程において占めている一定の地位が、社会変革で根本的に変れば、プロレタリアの境遇に起因する犯罪は消滅するであろう。だが生物学的退化の故の犯罪は、生産過程の外部にあるものであるから、これはどうしようもない。将来の刑法は、どんな社会政策も効果のない、この種の犯罪の基幹部隊に限るべきである、という。このような考え方を、さらに強く打ち出しているのが、一九二六年から二七年にかけて発表した二つの論文である。即ち、「社会主義と刑法改正」⁽¹⁹⁾及び「刑法の崩壊」がこの立場を一そう明確にしている。これは、司法大臣を辞し、ハイデルベルク大学の教授として研究生活に復帰し、刑法改正のその後の発展を社会主義的な立場から批判をした論稿であつて、いずれも社会主義、社会民主主義の思想を啓蒙する雑誌に発表された。

自由主義的刑法思维にとつて、刑と行為とは均衡がとれているものと考えられるのに対し、社会的刑法観によれば、刑は社会に対する関係、つまり、社会的危険性の程度に応じて量定されるべきである。犯罪自身が、社会的所与と考えられるからである。

この考え方は、しかし、すでに一九二二年に次のように言明されていた。刑法にふさわしい対応策は、いかなる社会政策も効果のない犯罪人に限定されるべきであつて、我々の社会状態の不完全さに起因する犯罪に対しては、保護をもつて刑法に代え、刑法を制限し、自由刑の適用範囲を縮小すべきであり、乞食や浮浪者のごとき者は、刑法典から保護拘禁法に入れるべきである、とラートブルフはいった。この方向こそ、まさにフェリー草案が示しているものである。そして、このラー

トブルフの見解は、一九二二年に公刊された社会主義の文化理論において主張されたところであるが、さらに「社会主義と刑法改正」では、社会主義の政党が、刑法改正を推進するに際して、いかなる考慮を払うべきかについて簡明にそれを整理したものである。「刑法の崩壊」においては、一九二二年、二五年、二七年の各刑法草案を対比し、一九二二年案の内容と比べて、改正の方向が次第に後戻りをしているという事実を諸草案の規定をあげて示している。この論文においては、カロリナ法典以後のドイツの刑事司法の変遷を説明し、刑法改正の動向が、保護と教育に向うべきであり、弊害のみ多い短期自由刑を罰金によつて代えるという思考が示されている。

教育処分を一九二二年の少年法にとり入れるについては、司法大臣としてのラートブルフの努力に負うところが大きい(20)が、これについては、常盤教授の御勞作があり、最近、新装なつて入手することが可能になつたから、それにゆづることにしたい。

三 刑事政策的提言

ラートブルフは、ドイツ刑事司法の推移から、自由刑と罰金刑の地位が制止することの出来ないような変転過程にあることをあげ、特に、短期自由刑に代る制度として、罰金の範囲が拡大するほかに、恩赦、監置処分などの適用される領域が拡大することと並んで、少年法における教育処分、検察官に一定の範囲で許される起訴猶予などをこのような法思想の具体的結実として歓迎する(22)。

教育刑の理想を行刑施設の面でいかに実現するかという点について、一九三〇年の論文から拔萃してみると、近代적刑務所が教育目的を達成するには、近代的精神病院のようであることが望ましいと解し、パビリオン方式をとり、教育しやすいようにグループに分けて処遇し、個別的な施設に分け、自由の制限を出来るだけ目立たなくし、要塞のような塹を廃止

し、鉄格子をとりはらつた窓にし、伝統的な建築は、逃走の常習者のみを收容する施設とする、という提案がそこには見えている。まさに、これこそ、今日の行刑がその実現を目ざしている開放処遇そのものである。ヘッセン州の行刑長官であつたクレプスが、行刑の近代化を実施すべく新築を推進した收容施設に、グスタフ・ラートブルフ・ハウスという名をつけたことの意味はよく分る。この点については、クレプスの論文にゆずらう。⁽²⁵⁾

ラートブルフの刑事政策的提言は、一九二二年草案に結実している。この草案は、すでに私共の手で全訳されているが、その特色をあげると、故意・過失についての詳細な概念規定を断念していること、結果責任を明記することによつて、責任主義を明示していること、共犯の独立的処罰等の理論的な規定、死刑の廃止、自由刑の単一化（重懲役、輕懲役とした）、条件付釈放の適用範囲の拡大、罰金刑の占める比重の増大、そして保安処分⁽²⁶⁾の充実などの特徴をもつ。

この点については、旧訳稿を指示することにとどめたい。

四 刑法改正と確信犯人論

ラートブルフの「刑法改正の政治的予測」という論文の末尾は、次のような暗示的な言葉で結ばれている。「今後の刑法改正をめぐる争いは、刑法総則をめぐるのではなくて、むしろ刑法各則の問題をめぐる行われるであろうし、機会犯人、慣習犯人ではなくて、確信犯人をめぐる争われるであろう」と。⁽²⁷⁾

刑法改正のその後の展開ぶり、そして、特に現時の改正の状況を見つめると、この予見が不思議に当たっていることを知る。

今日、西ドイツの刑法改正が、特に、政治刑法・国家保護の規定の範囲と限界について争いがあることについては、別稿で指摘した。⁽²⁸⁾ 道徳や倫理の領域にふみ込む刑法改正は、現時点においては抑制を必要とする。この点についても、一応、措

くことにする⁽²⁹⁾。

確信犯について一言しておく。この問題も、牧野⁽³⁰⁾、木村⁽³¹⁾、滝川三博士⁽³²⁾によつて、最近では、内藤教授⁽³³⁾の手によつて充分検討しつくされたもののよう⁽³⁴⁾に思われる。

一九二二年草案第七一条に、「行為者の決定的動機が、道徳上、宗教上又は政治上の信念にもとづき、その行為をなすべき義務ありと思つたという点に存するとき⁽³⁵⁾」には、そのような動機から行動に出た者を確信犯人として扱い、一般の不道徳な犯罪人とは異なつた取り扱いをするというのである。今日からみれば、古典的なこの確信犯人の概念は、周知のように、ラートブルフの相対主義的世界観の必然的な帰結である。

確信犯人については、一九二四年に、一九二二年草案のそれに関する規定を紹介する論稿でふれられたが、後に、一九二六年のドイツ法曹會議の報告者として、まことに詳細な報告を行なつて、ラートブルフは確信犯概念の必要性、その種のものに対する特別処遇の意義を強調した⁽³⁸⁾。その報告は、この概念を不要とするコールラウシュの疑問に反論をする形で行なわれているが、私達は、詳細な議事録から、確信犯人に対するラートブルフの見解のほぼ全容を知ることができる。我が国の論者の中には、民主主義法体制の下では、確信犯というものはありえないとか、この概念はすでに學說史の中に入つたとする者⁽⁴¹⁾があるが、今日のごとき価値意識の分裂した多元的な社会においては、むしろ極めて現代性のある概念であつて、今後の研究をまつていと信ずる⁽⁴²⁾。

しかし、確信犯という概念には、やや不明確なものが残されている。ナチスのごとき、政治的狂信、しかも、組織的に人道に反するような政策を狂信的に遂行した歴史を経験した後には、確信犯という概念を用いるとき、それ等の不法な個人や集団の存在を是認しなければならなくなる。事実、ワイマール政府は、政治犯ヒトラーを要塞拘禁に処すのみで、その期間に、彼は「我が闘争」を口授してその狂信的なプログラムを造り上げたといわれている。このような民主主義体制を根底か

らつき崩すような者に、特権を許すような理論であつてはならないという考え方から、良心に基づく犯人 (Gewissenstäter) という概念を、西ドイツでは近時用いる例が多くなつて⁽⁴³⁾いる。一九六二年刑法草案には、この種の犯罪人に対する特別な処遇の考慮はなかつたが、連邦議会の特別委員会・刑法は、この種の行為者に対する拘禁刑を提案しているということが、内藤教授によつて紹介されている⁽⁴⁴⁾。

しかしながら、ノルをはじめ、西ドイツの若手の学者達は、このような提案には消極的な考え方をとつて⁽⁴⁵⁾いる。

五 ナチズムとの対決

ラートブルフは、一九三〇年以後、ナチズムが次第に権力の座に近づき、良識ある人々は、民主主義を守らねばならないという危機意識を強く持ち、講演に、そして著作活動に、最後の努力を傾けたのであつた⁽⁴⁶⁾。

一九三二年公刊の法哲学第三版の序文に、その態度が表明されているし、一九三二年のフランクフルトにおける国際刑事学協会ドイツ部会におけるナチス刑法の信奉者ダーム、シャフスタインとの激しい論戦⁽⁴⁷⁾は、まさに滅びんとするワイマール共和政下の刑法学の最後の輝きであつた。

一九三二年一月二七日、共和主義裁判官連盟における講演「刑法改正の精神的状況⁽⁴⁸⁾」と一九三三年二月八日の雑誌「モールゲン」に発表した「ファシスト刑法⁽⁵⁰⁾」という論文では、ラートブルフとは思えない強い調子で、ナチスの刑法理論、その怪し気な人種理論に基づいた刑法論を徹底的に批判したことだつた。

前者では、次のような六つの論点をあげて、その刑法論がドイツ国民に不幸をもたらすおそれのあることを警告していた。

① ナチスは、社会的犯罪観に反対している。それは、人種理論に基づき、素質説を改め、犯罪を変種と考え、犯罪者を生

来的な劣つた人間 (Untermensch) とする。

② このような劣つた人間は、社会復帰が不能である、それ故、刑罰は改善を目的とせず、威嚇又は淘汰である、という。ナチスのテロ的刑法では、死刑と無期の隔離のほかに、強制的な去勢が重要な役割をはたす。優生学的な理由でそれを入れるようとしているが、そのうち無制限に行ない、はなはだ危険なものになるであろう。

③ ナチス刑法は、イタリアのファシスト刑法と同様、社会防衛ではなくて、国家の現状を防衛するものであり、すべてを国家へとくみ入れるものである。刑罰は權威のシンボルとなり、死刑は国法上の儀式となる——ファシスト・イタリアが、死刑を歓迎した不気味な喚声のことがここで語られている——。

④ 刑法を国家に方向づけることは、一定の国家理想へと方向づけることを意味する。政党観に対する寛容、等しい資格をもつた国家の理想の価値的抗争など、ナチスにはない。新しい刑罰規定は、国家や民族や種族の名誉とか尊厳を守ることのために要求されている。グライスパツハまでが、ナチスの民族保護草案の根本思想は、これを学問的に研究する価値があるなどというのは、全く驚くべきことである。

⑤ ナチスは、法と道徳を自由主義的に分離することに反対する。この二つの規範体系の間に矛盾のあることを認めるのは、否定される。ナチス党の絶対化された理想である刑の目的は、道徳と同一視され、他の考え方をとる者、確信犯などは全く拒否される。

⑥ そこで、ナチスは、可罰的行為の動機と道徳的動機の考慮を要求し、その場合に、態度が法にかなっているかどうかを問題にするのではなくて、絶対化された党の理想が尺度となつて主観的に判断される……。

この講演は、次のような感激的な言葉で終つていた。「私は祖国を愛する。しかし、私にとつては、自由の方が貴重である。何故なら、祖国愛、つまり個人的な祖国愛についての価値の争いは、自由の中でのみ可能だからであり、真理への道

は、自由を通じてのみある。自由と真理。しかし、それらの中では、真理こそが最も大切である⁽⁵¹⁾。

ナチスの危険が、身に迫っているとき、ヒンデンブルクが、ヒトラーに組閣を要請した一九三二年一月二十四日から三日後の、ナチス党が第一党に躍進していた時期の発言であることを考え併せると、この論文の著者の精神の嵩高さを思わないではない。

後者では、新らしく主張されている「心情刑法」が、宗教に代るべきものにまで成り上つた国家主義の名において、宗教裁判を行なうものであり、刑法という手段を利用して、精神や心情の自由を隷属せしめることにはかならないと手きびしく批判した⁽⁵²⁾。

そして、ラートブルフ追放の原因の一つとなつた「權威刑法か社会刑法か」という小論の中で、ダムムやシャフスタインの支持するナチス刑法理論を完膚なきまでに批判しつくした事だつた。

追放後のラートブルフの発言は、殆んどが刑法史や比較法に限定されて⁽⁵⁴⁾いた。そこで扱われていたテーマは、しかし、人權の擁護、自由と正義の確立、法的平和の維持に力をつくした歴史的な人物の評価であつた。間接的な現状批判という意味を持つものではあつたが、その後、ラートブルフの筆からは、刑法理論について、遂に、殆んど何も書かれなかつたといつてよい。殆んどと限定を付したのは、戦後に、人道に対する罪⁽⁵⁵⁾とか、ナチスの刑事司法を弾劾する言葉が残されているという事実を忘れないためである。

(1) 勿論、私としては、牧野博士の手による教育刑の思想的な推進を思わないわけではないが、ラートブルフの刑事政策的思索を日本に紹介する仕事は、特に木村亀二博士の「刑事政策の諸問題」(一九三三年)などにおいて展開されている。

(2) 最近公刊された常盤敏太・ラートブルフと教育刑(一九六八年)の中で、主として、ラートブルフの刑事政策論について昭和五年前後に発表された論稿がまとめられている。その著「ラートブルフ」(一九六七年)と併せて、常盤教授のラートブルフ研究がほぼ集大成されたわけである。

(3) ヴ・リストの影響については、Krämer, op. cit., S. 9 ff. リーフマンの影響については、特に、三二頁以下。

(4) 成人に対して、教育刑という概念を用いることには、ホッケルマンの批判がある。Beckelmann, Strafe und Erziehung, Festschr. f. J. Gierke, 1950, S. 27 ff., ders., Zur Reform des Strafsystems, JZ, 1951, S. 494 ff. 要するに、教育と刑罰は、本質的に相容れない。刑罰は、その本質上、害悪を加えることであるのに対し、教育は善をほどこすことであるからである、と。

シュミットは、Gustav Radbruch's Entwurf, op. cit., 1952, S. XIV ff. で、教育の思想を、どういう意味でラートブルフ等が使っていたかについて弁護していたが、後には、この語は誤解をまねく可能性があるという理由で回避して、社会復帰化又は再社会化 (Resozialisierung) の語を用いる。この点につき、シュミット・将来の刑法典における刑罰目的と刑の量定、ドイツ刑法改正資料(第一巻) 上—刑法学者の意見集—法務資料三七〇号、特に三六頁以下参照。

(5) ラートブルフによれば、リーフマンが、「リストの思い出のために」捧げたその一九二二年の著書が、自分の一九二二年草案に強く影響したという。Radbruch, Elegante juris criminalis, 2. Aufl. 1950, S. 230, Anm. 44 参照。

(6) 「法学入門」と「法哲学」を材料として、ラートブルフの刑法理論を紹介した論文が、すでにあげた横川敏雄判事作品である。そこでは、リストの世界観と刑罰観の間には一貫性が見られるのに対し、ラートブルフにおいては、両者の間に矛盾が感ぜられ、リストに見られるような実践的迫力にとぼしい、とされる(横川・ラートブルフの「刑法理論」について、法律タイムズ四卷三号、一五頁)。たしかに、リストの情熱的な——それは、ハンガリー系の情熱が直截な表現をとらせているのであろうが——議論と比べてみれば、そうかも知れないが、ラートブルフの静かな情熱、ねばり強い説得、対立する学説を紹介しつつして、読者自身に判断を迫るという態度が、そのような直線的議論に赴かしめないからであるといつてよいし、リストが強力な主張をぶつけた相手方、その議論を展開した社会情勢などは、ラートブルフのそれが展開された状況と比べて、はるかに単純な政治状況であつたということも言えるであらう。

(7) 特に、その社会主義の文化理論における社会主義と法を参照された。ラートブルフの「社会主義的法思考」は、その他、「法における人間」、「階級法と法の理念」、「個人主義的法から社会的法へ」といった諸論文の中で明らかにされている。

(8) Radbruch, Die politische Prognose der Strafrechtsreform, Monatsschr. f. Kriminalpsychologie u. StrRef. 5, Jg. 1905, S. 1 ff.

(9) そこでは、自由主義(自由党と保守党、そして中央党)、社会主義(社会民主党)が、刑法改正をいかに考えているかについて、その党派に属する論客の主張なども折り込んで検討している。

(10) シュミットは、ラートブルフが応報や刑の目的、決定論か非決定論かといった全く退屈な論争をした学派の争いの陳腐さには決して参加しなかつたと賞讃している。この点につき、Eb. Schmidt, op. cit., ZStrW. Bd. 63, S. 156.

(11) Richard Schmidt, Die Strafrechtsreform in ihrer staatsrechtlichen und politischen Bedeutung, in: Kritische Beiträge zur Strafrechtsreform, Heft 15, 1912, S. 155, 219. もともと、R. シュミットの批判は、応報刑か保安刑かといった刑罰の基本的把握に関する見解の対立に発

している。そして、ラートブルフの批判のうち、超個人主義的・権威的と特色づけられた応報刑の考え方が、合目的性というよりは、正義を実現することに意味をもつという点を軽視している欠陥をついた。ラートブルフも、後に、「私の論文(月刊犯罪心理学誌)において刑罰の応報の目的に与えた一面的に超個人主義的な説明を、リヒャルト・シュニットの心服するに足りる評論に基づいて放棄する」と書いている(法哲学三四六頁注(二)参照)。

- (12) カウンマン・現代法哲学の諸問題 一三三頁以下参照。
- (13) v. Liszt, Das Verbrechen als sozial-pathologische Erscheinung, in: Strafrechtliche Aufsätze und Vorträge. Bd. II. 1905, S. 246, Radbruch, Die politische Prognose, op. cit., S. 1 u. 6.
- (14) ラートブルフ・法哲学綱要 一二七頁
- (15) この点につき、詳しくは、ラートブルフ・法哲学 三四〇頁以下、同・法学入門 一四頁以下。社会主義的な法思考との関連性については、後述(三三頁)。
- (16) Radbruch, Sicherungstheorie und Rechtssicherheit. Deutsche Juristenzeitung. 1925, S. 1286 ff.
- (17) Radbruch, Abbau des Strafrechts. Bemerkungen über den Entwurf 1925 mit Anmerkungen über den Entwurf 1927. Die Justiz. Bd. 2. 1926/27, S. 543.
- (18) ラートブルフ・社会主義の文化理論 八四頁
- (19) Radbruch, Sozialismus und Strafrechtsreform. Sozialistische Monatshefte. 33. Jg. 1927, S. 522 ff. この雑誌は、かなり刑法改正に関心を持ち、一九二〇年代のニュース欄で刑法改正を論じているのは、二九卷一九二三年三二五頁(司法大臣ラートブルフの就任にも言及)、三一卷一九二五年五七九頁、三二卷一九二六年五三頁、三三卷一九二七年八五七頁などがある。
- (20) ラートブルフ・社会主義の文化理論 八四頁以下
- (21) 常盤敏太・ラートブルフと教育刑 一八七頁以下
- (22) Radbruch, Abbau, op. cit., S. 538 f.
- (23) Radbruch, Der Erziehungsgedanke im Strafwesen. Juristische Wochenschrift. 1930, S. 3037.
- (24) Ibid. S. 1039. 常盤・前出ラートブルフと教育刑 一頁から一七頁までに邦訳を載つてゐる。当該箇所は一頁である。
- (25) Kreis, Der Strafvollzug in der Gedankenwelt Gustav Radbruchs, op. cit. クレイン・刑事施設の新築に於ける諸問題と諸経験 矯正論集昭和四三年 五六七頁以下をも参照。その他で、ders., Die heutige Situation des deutschen Strafvollzugs, in: Kriminologie und Vollzug der Freiheitsstrafe. 1961, S. 27 ff. がある。
- (26) 中谷・宮沢訳・ラートブルフ刑法草案及理由書 法学研究二八卷八号 一三頁以下。この邦訳には、今からみると、かなり生硬な部分があり、

余り良い仕事とは思えない。助手になり立ての頃で、この種の仕事に未経験であつたからである。

- (27) Radbruch, Die politische Prognose op. cit., S. 7.
 - (28) 宮沢・西独刑法改正対案について 法律時報四〇巻八号 五九頁以下参照。なぞ、Alternativ-Entwurf eines Strafgesetzbuches. Bes. Teil Sexualdelikte. Straftaten gegen Ehe, Familie und Personenstand. Straftaten gegen den religiösen Frieden und die Totenruhe. 1968. 参照。
 - (29) カウフマン・現代法哲学の諸問題 前出一六二頁以下参照。
 - (30) 牧野英一・教育刑と確信犯人 法学志林三三巻一号 一九三一年 七九頁以下、注(32)の滝川論文に対する反論、同・教育刑と確信犯人——重ねて滝川教授の論難に応えて—— 法学志林三三巻七号 八三三頁以下
 - (31) 木村亀二・確信犯人の問題 刑事政策の諸問題 前出一六五頁以下
 - (32) 滝川幸辰・確信犯人と教育刑 法学論叢二五巻四号 一九三一年 四九三頁以下
 - (33) 内藤謙・西ドイツ刑法改正事業と名著拘禁 シェリスト三四六号 四二頁以下
 - (34) その他の最近の論稿としては、平野・懲役と禁錮 シェリスト二二二号 三四頁以下(後に、犯罪者処遇法の諸問題 六九頁以下、特に七一頁以下に再録)。所一彦・禁錮は廃止すべきか 立教法学二二号 八一頁以下
 - (35) 中谷・宮沢・前出一四頁、理由書七一頁以下参照。
 - (36) 例えは、Heintz, Der Überzeugungstäter im Strafrecht. ZStrW. Bd. 78. 1966. S. 615 ff.がこれを用いている。この論文の内容は、かなり古めかしい。
 - (37) Radbruch, Der Überzeugungsverbrecher. ZStrW. Bd. 44. 1924. S. 34 ff.
 - (38) Verhandlungen des vierunddreißigsten Deutschen Juristentags (Köln). I. Bd. 1926. S. 354 ff.
 - (39) Ibid. S. 353 f. ヨールラウシュの報告は、原稿なしで行われ、速記がなされなかつたので、議事録には載らなかつた。
 - (40) 改正刑法準備草案附理由書 昭和三十六年 一一五頁以下、法制審議会刑法特別部会第二小委員会議事要録(三) 一七七頁以下、一九九頁以下、平野・前掲書特に七三頁以下、所・前出論文特に一〇六頁以下
 - (41) 滝川博士が、どこかに書かれた言葉であり、読んだ記憶があるが、それがどこに発表されたかを見出しえないでいる。
 - (42) Noll, Der Überzeugungstäter im Strafrecht. Zugleich eine Auseinandersetzung mit Gustav Radbruchs rechtsphilosophischem Relativismus. ZStrW. Bd. 78. 1966. S. 638 ff. 参照。ノルは、国民皆兵のメーネの出身であるが、兵役拒否、代替作業の拒否の態度に批判的である。又、良心犯人のテーマについて、次注を見よ。
 - (43) Weizel, Vom irrenden Gewissen. 1949. S. 5 ff., ders., Gesetz und Gewissen. 1960. S. 383 ff.
- なぞ、Lang-Hirtenhein, Der Überzeugungstäter in der deutschen Strafrechtsreform. JZ. 1966. S. 153 ff.

Peters, Überzeugungstäter und Gewissensstäter. Festschr. f. Mayer. 1966. S. 257 ff.

- (44) 内藤・前出論文特に四八頁以下
- (45) Alternativ-Entwurf eines Strafgesetzbuches. AT. 1966. 73 ff. を見よ。なお Alternativ-Entwurf. BT. 1968. も同じ態度を示す。
- (46) 本稿はしがき一二頁以下、注(6)の雑誌「司法」における論稿を見よ。
- (47) ラートブルフ・法哲学 九九頁以下
- (48) この点につき、常盤・ラートブルフ 一三頁以下、特に五三頁以下に詳しい。
- (49) Radbruch, Die geistesgeschichtliche Lage der Strafrechtsreform. クレーマーの前出著書七七頁以下から引用。この講演が、全文、採録されている。
- (50) これも、クレーマーの著書を借りて、要点を指摘した。その五五頁を見よ。
- (51) Krämer, op. cit., S. 78.
- (52) Ibid. S. 55.
- (53) Radbruch, Der Mensch im Recht. 1957. 2. Aufl. 1961. S. 63 ff. に再録。常盤・ラートブルフ 五三頁以下は、フランクフルトの会議で、ダーム・シャフスタインをばしく攻撃したことを描いている。この点について Krämer, op. cit., S. 53 ff. なら Radbruch, Die IKV. in Frankfurt a. M., in: Die Justiz. Bd. 8. 1932/33. S. 59 ff. にこの論争を紹介している。
- (54) この点については、巻末の附録を参照された。この時代の論文のうち、Lesefrüchte, Monatsschrift für Kriminalbiologie u. StrRef 24. Jg. 1933. S. 92 ff. をもとと検討する必要がある。
- (55) 福田・矢崎両教授の手で、ラートブルフ著作集第五巻に、戦後の論文「人道に対する罪について」の邦訳が登載されている。

ラートブルフの刑法論の現代的意味

——むすびに代えて——

ラートブルフの刑法理論は、その殆んどが今では克服されてしまったように思われる。それは、彼の刑事政策的提言が、今日でもなお、充分、傾聴に値いし、現代の刑法改正について、何程かの影響を及ぼさないではおかないのと比べて、顕著

な相違であるといつてよいであらう。

ラートブルフの刑法理論は、何故、克服せられねばならなかったのであろうか。その理由にはいろいろあるが、要するに、ラートブルフの理論のよつて立つ理論的基盤が、時流に乗れなかつたということであらう。ラートブルフの研究が、刑法学の主流からそれてしまつたということであらう。自然主義の思考方法が刑法学を席卷した時代は、前世紀の思想的所産ではあつたが、それは社会科学としての刑法学とは所詮、相容れない思考方法であつた。それが、結局は、ラートブルフ自身によつて、自己の過去の思考を否定する学説に赴かした理由でもあつた。

そして、ラートブルフがこのような方向転換をはかつた時には、ワイマール共和制が直接の攻撃にさらされていた危機に突入する時期であつた。ラートブルフの全精力は、全体主義との対決にさかれ、刑法理論等を全体的に反省しなおすという余裕はすでになかつた。一面的に権力的な学説を押しつけるナチズムの刑法理論に対して、国民にその危険を告げるという努力は、教壇からの政治的追放という、相対主義者ラートブルフには想像も出来ない方法によつて封じられてしまつたのである。

ラートブルフの問題関心とその初期の研究成果が、刑法学の大きな流れからそれていたということは、次の事実を指摘することでもこれを明らかにすることができよう。

ラートブルフの初期の刑事法の論稿をみると、その師V・リストの学説を追い、そこに提示された学説を敷衍するということに全力をあげていた姿が見出される。その自然主義的な行為論を、学説史的に跡づけると同時に、極端にまで押し進め、それ以上は展開しえないところまで論じつくした一方、その研究において用いた心理主義的研究方法を刑事責任論にも応用して、いわゆる心理的責任論の徹底化を試みたことだつた。

しかし、行為論についてみるならば、ラートブルフ以後、彼と同じリストの系統に属するテザールとコルマンの手になる

徴表的行為論——わが国の論者のいわゆる犯罪徴表説——が提唱され、殆んど支持されることなく学説史の中にくみ込まれたという出来事はあつたにせよ、ラートブルフの徹底した行為論研究の成果は、通説の論者の行為論に自然にくみ込まれ、何の疑いもなく行為論についての論争は、いつの間にか柵上げされてしまつた。そして、刑法学の関心は、いつの間にか、行為論から、構成要件論へと移つて行つたのである。ウエルツェルの思想的な発言を借りるならば、自然主義から価値哲学へと時代思潮が移つて行つたといえよう。ラートブルフが、学生の頃、目のあたりにしたV・リストとビルクマイヤーの論争のごときものは、ラートブルフが私講師として生活をしたハイデルベルクの一九一〇年前後の学問的雰囲気とは、およそ異質のものであり、一面的な真理の強調が学問的には実り豊かではないことを彼は強く印象づけられたに違いない。

かくして、新カント的な思考に影響をうけたラートブルフは、存在と当為とを峻別し、両者にそれぞれ考察方法の相違を認める立場をとつた結果として、行為論については、存在事実を因果的に考察し、その事実——彼はこれを社会的な前形成を加えられる原始素材とよぶ——を評価的に考察する構成要件——構成要件の包摂と彼はよぶ——においては、価値考察を加える場としての構成要件の評価の側面をとらえるという二元論で説明をしようと苦心したことであろう。もつとも、これは、少くとも一九一〇年代になつてからのことであつて、教授資格論文を出した頃には、構成要件的な考慮は、全く、萌芽的な発言しかこれを見ることはできない。

ドイツ刑法学の主流は、一九〇五年に、ベーリングが刑法概論において、次いで一九〇六年に有名な犯罪論において、構成要件概念をその体系の基礎としてうち出したことによつて、「構成要件論」の位置づけをめぐつて争われ、刑法体系の中心問題の地位を、やがて行為論から奪う程の勢を示した。

付録でこれを明らかにしているが、ベーリングの投じた構成要件概念の波紋は、一九一五年のマイヤーの「刑法総論」、一九二一年のザウアーの「刑法の基礎」、一九二四年と一九二六年に発表されたメッガーの構成要件に関する本格的な研究

一九二八年のツインマルの構成要件論、一九三〇年にベーリングが諸批判に應えて書いた最後の構成要件論、一九三一年のヴォルフの「構成要件該当性の類型」に関する研究というように、ドイツの刑法理論は、構成要件概念の形式面・実質面を検討することに関心を集中した。

ことは、構成要件という類型の性質をめぐる争いに終始してただけではなかつた。犯罪の一般的な要件である「違法性」と「責任」についても、刑法学者達は、実質面を重視する研究成果をあげていた。

ラートブルフの行為論よりも一年前の一九〇三年に第一部を発表したフェルネツクの違法論に始まる一連の違法論研究、即ち、一九〇五年ツ・ドーナ、一九一一年フィツシャー（民法）とナーグラ、一九一五年マイヤー（前出刑法総論）、一九二四年メッガー、一九三〇年ヘーグラールといった人々の努力によつて、次第に強くうち出されてきた「主観的違法要素」の問題性が、構成要件の体系的な位置づけとともに、その実質的な内容分析の所産として学会にぎわしたのである。

他方、責任論の分野でも、時代は、まさにラートブルフが最後の主張者であり、擁護者であつたところの心理的責任論から規範的責任論へと移行したが、これも又、構成要件概念の展開と無関係ではなかつた。

規範的責任論は、ラートブルフの責任論（一九〇四年）の出たすぐ後、即ち、一九〇七年フランクの「責任概念の構造」を嚆矢として、一九一三年ゴールドシュミット、一九二二年フロイデントール、一九二五年E・シュミット、一九二八年ヴォルフ、一九三〇年再びゴールドシュミットがこれを論じ、ついには、刑事責任論の中心概念になつた。

構成要件論、違法論、責任論における、右のごとき学説の展開は、ナチズムの権力掌握によつて、その様相が権威主義・極端なまでの主観主義・意志刑法の支配という時代に突入する。この動向に大きな影響を及ぼしたのが、罪刑法定主義を否定した新第二条の規定による構成要件の空洞化であつた。

自然主義的行為論の立脚していた自然主義思想の凋落、構成要件論の実質的な空洞化という現実をふまへ、刑法体系にお

いて再び基礎概念として求められたのが行為論の意味づけであつたが、ここでは、行為論を理論づけるものとして、新たに存在論・実質的価値倫理が脚光を浴びた。新らしい装いをこらした行為論を提起したウエルツェルは、右に述べた違法論と責任論の動向をたくみにとらえて、その目的的行為論体系の中に、主観的違法要素としての故意、規範的責任論の純化としての責任説の主張を押し出したのである。ナチスが崩壊し、多くのナチス刑法学の所産が、今日ではその意義を全く失つたのに比して、ウエルツェルの議論が今日、なお有力に主張されているのは、東独の論者のいうような、きわ物でもなければ、西独の刑法学がファシズムの傾向を持つわけでもなく、ウエルツェルの議論が刑法学の立脚すべき時代思潮の流れを見失つていなかったからにはかならない。

ラートブルフの刑法理論は、すでに見たように、そのごくわずかなものを除いて、多くは学説史の殿堂に入つてしまつた。ラートブルフの予言、刑法学上の今後の激しい論争は、刑法総則をめぐつて戦われるのではなく、各則の問題をめぐつてであろう。機会犯人や慣習犯人を中心として戦われるというよりは、確信犯人をめぐつて争われるであろうというその見通しは、ラートブルフの理論について当つたようである。今日の刑法改正の現実を見ると、その各則の構成要件化に際しては、世界観・宗教観・価値観に争いのある規定については、はげしい対立が見られる。政治犯の色彩をもつ条項、国家保護の規定、道徳との接点をなす問題、風俗犯や家族道徳についての罪において、思想界の混乱がそのまま反映した状況が立法の場に見られる。このような問題については、現状を直視する限り、立法者は程を守ることこそ望ましいし、立法者は、国民の多くの者が良心と法との葛藤に悩むような立法をすることから身をひかなければならない。

このような意味で、立法の基本的態度についてのラートブルフの謙抑的提言は、私達に反省を迫るものがある。

他方、短期自由刑の弊害を除くための智恵、施設処置をできるだけ避け、社会内処遇を中心として犯罪者処遇の近代化をはかること、単に名目的な区別にすぎない懲役刑と禁錮刑の二本立てを一元化すること、刑罰体系のなかの異質物たる死刑

を出来るだけ速やかに廃止させるよう努めることなどの諸論点は、私達の今後の努力目標として充分反省せしめるものを持っている。

これらの刑事政策的な諸問題に関するラートブルフの提案は、主として、一九二二年草案に具体化しているが、現代の立法者は、ラートブルフの遺産を再思する必要を思わないではいられまい。今秋公刊される筈のラートブルフ追憶論文集の中で、ラートブルフ草案をテーマとする論稿が二三見られるのは、まさに、この領域におけるラートブルフの再評価、その現代的意義を確認する仕事として歓迎すべき傾向であり、ラートブルフの提言にまだ程遠い現代の立法作業に反省を加えるよすがともなるう。

よりよき社会政策こそ、最上の刑事政策であり、よりよき刑法を造ることもさることながら、刑法よりよき法を実現する努力を怠つてはならない。国民の福祉につかえる真の犯罪者処遇法への歩みをあくことなく説いていたラートブルフの言葉は、今日、多元的な社会に生き、諸々の矛盾をかかえ、解決すべき諸多の困難な仕事の山を前にして茫然としている我々が、まず謙虚に耳を傾けてしかるべき内容をもつと考える。

《ラートブルフの論著 年表》

	一八七二	Binding: Normen u. ihre Übertretungen. Bd. 1.			一八七九 Zitelmann; Irrtum u. Rechtsgeschäft.
	一八七七	Binding; Normen, Bd. 2.			一八八一 Liszt; Reichsstrafrecht, 1. Aufl.
一八七八 ルューベックにて出生					一八八二 Liszt; Der Zweckgedanke im Strafrecht.
					一八八四 Ferri; Sociologia cri-

一八八五	minale. Binding; Hb. d. Strafrechts.			Löffler; Die Schulformen des Strafrechts, Bd. 1.
一八八六	Liszt; Rechtsgut und Handlungsbegriff im Bindings Handbuche.			一八九六 Liszt; Die psychologischen Grundlagen der Kriminalpolitik.
一八八九	Merkel; Hb. d. Strafrechts.	一八九九	ミュンヘンからライプツヒに転学し、ビンディングを聴講す。	一八九九 Liszt; Die Aufgaben u. Methode des Strafrechtswissenschaft.
一八九〇	Birkmayer; Gz. zur Vorlesung über das Strafrecht, 1. Aufl.			一八九九 Beling; Gz. d. Strafrechts.
一八九〇	Frank; Vorstellung und Wille in der modernen Doluslehre.			一八九九 Rickert; Kulturwissenschaft u. Naturwissenschaft.
一八九二	Liszt; Die Zukunft des Strafrechts.	一九〇〇	ライプツヒからベルリンに転学し、リストの門下となる。	
一八九二	Windelband; Geschichte der Philosophie.	一九〇一	司法官試補となる。	一九〇一 Mayer; Die schuldhaften Handlung und ihre Arten im Strafrecht.
一八九二	Rickert; Gegenstand der Erkenntnis.			
一八九四	Windelband; Geschichte u. Naturwissenschaft.			一九〇一 Mitfka; Die Formen der Strafschuld und ihre gesetzliche Regelung.

			lung. Birkmayer; Deutsches Strafrecht.	一九〇一	system. ハイデルベルク大学私 講師	一九〇四
一九〇二	Die Lehre von der adäquaten Verursach- ung.				一九〇四 über den Schuldbe- griff.	
		一九〇三	Liszt; Deutsches Straf- recht, 12/13. Aufl.	一九〇五	Rechtswissenschaft als Rechtsschöpfung.	一九〇五
		一九〇三	Hippel; Die Grenzen von Vorsatz u. Fahr- lässigkeit.	一九〇五	一九〇八年まで、学派 の争ひにまかりまれる ことなぐ、刑法改正の 準備作業に没頭してつ た。	一九〇五
		一九〇三	Hippel; Willensfrei- heit u. Strafrecht.			
		一九〇三	Ferneck; Die Rechts- widrigkeit, Bd. 1.	一九〇五 „Abtreibung“ „Ausse- tzung“, in: Vergleich- ende Darstellung. BT. Bd. 5.	一九〇五 Lask; Rechtsphiloso- phie.	
		一九〇三	Kohlrausch; Irrtum u. Schuldbegriff im Straf- recht.		一九〇五 Beeling; Gz. 3. Aufl.	
		一九〇三	Mayer; Rechtsnormen u. Kulturnormen.		一九〇六 一九〇八年まで、学派 の争が顕在化する。ヒ ルクマイヤー、マ・リ スト、テザール、トル プ、シー・ドーナが参 加する。	
一九〇四	Der Handlungsbegriff in seiner Bedeutung für das Strafrechts-	一九〇四	Birkmayer; Deutsches Strafrecht, 2. Aufl.		一九〇六 v. Liszt, Birkmayer,	

Kraepelin, Lipps; Ver- geltungsstrafe-Recht- sstrafe-Schutzstrafe. Birkmayer; Strafe u. sichernde Massnahmen. Beiling; Lehre vom Verbrechen.	一九〇六	一九一〇	Einführung in die Re- chtswissenschaft.	一九二〇	Mittermaier; Kritis- che Beiträge zur Leh- re von der Straf- tatschuld.
Frank; Über den Auf- bau des Schuldbegri- ffs.	一九〇七	一九二〇	Feuerbach als Krimi- nalspsychologe.	一九二〇	Beiling; Unschuld, Sch- uld und Schuldstufen. Exner; Das Wesen der Fahrlässigkeit.
Tesar; Symptomati- sche Bedeutung des verbrecherischen Ver- haltens.	一九〇七				Asehrot-Liszt; Re- form des Reichsstraf- rechts. Allg. Teil.
Kollmann; Der symp- tomatische Verbrech- ensbegriff.	一九〇八	一九一一	Das Wesen der Frei- heitsstrafe im Vorent- wurf.	一九一一	反對草案 Ferneck; Die Idee der Schuld.
„Erfolgshaftung“ in: Vergleichende Darste- llung. AT. Bd. 2.	一九〇八	一九一一	Die Psychologie der Gefangenschaft.	一九一一	Fischer; Die Rechts- widrigkeit.
„Die gesetzliche Straf- änderung“, in: Ver- gleichende Darstel- lung. AT. Bd. 3.	一九〇八				Nägler; Der heutige Stand der Lehre von der Rechtswidrigkeit.
Die politische Prognose der Strafrechtsreform.	一九〇九	一九〇九	刑法比較論完成 刑法改正予備草案	一九一二	R. Schmidt; Die Straf- rechtsreform in ihrer staatsrechtlichen und politischen Bedeutung.

一九二二	Liepmann; Die Todesstrafe.	一九二二	ケニーニヒスベルク大	一九二四
一九二三	一九二三草案	一九二三	學員外教授	一九二四
一九二三	Baumgarten; Der Aufbau der Verbrechenstheorie.	一九二三	Über das Rechtsgesühl.	一九二四
一九二三	Binding; Grundriss d. StR. 8. Aufl.	一九二三	Grundzüge der Rechtsphilosophie.	一九二四
一九二三	Goldschmidt; Notstand, ein Schuldproblem.	一九二三		
一九二三	Husserl; Ideen zu reiner Phänomenologie und phänomenologischen Philosophie.	一九二三		
一九二四	第一次世界大戦	一九二四		
一九二四	Windelband; Einleitung in die Philosophie.	一九二四		
一九二四	Binding; Normen, Bd. II. 1.	一九二四		
一九二四	Hippel; Die Lehre von den Schuldarten mit Beziehung auf die	一九二四		

一九二五	bevorstehende Reform d. StR.	一九二五	Mayer; Der Allg. Teil d. StR.	一九二五
一九二六	Binding; Normen, Bd. II. 2.	一九二六	Binding; Normen, Bd. III.	一九二六
一九二八	Binding; Normen, Bd. IV.	一九二八	敗戦→共和制	一九二八
一九二九	Binding; Normen, Bd. IV.	一九二九	Binding; Normen, Bd. IV.	一九二九
一九二九	ヴァーリスト死去	一九二九	ビルクマイヤー死去	一九二九
一九二〇	ユンディング死去	一九二〇	Mezger; Sein und Sollen im Recht.	一九二〇
一九二一	Liepmann; Reform des Strafrechts.	一九二一	Rickert; System d. Philosophie, Bd. I.	一九二一
一九二一	Scheler; Der Formalismus in der Ethik und die materiale Wert-	一九二一		一九二一

一九二二	Kulturlehre des Sozialismus.	一九二二	ethik. Freudenthal; Schuld und Vorwurf im Strafrecht.	一九二六	ハイデルベルク大学正教授に就任	一九二五	Mezger; Persönlichkeit und strafrechtliche Zurechnung.
一九二二	一九二二年草案	一九二二	Mayer; Rechtsphilosophie.	一九二六	ドイツ法曹会議で確信犯人論について報告	一九二六	Mezger; Vom Sinn der strafrechtlichen Tatbestände.
一九二二	Gz. d. Rechtsphilosophie, 2. Aufl.	一九二三	Lask; Gesammelte Schriften.	一九二六	アシクロット・コールラウシエの下記論文集に各論につき寄稿		Aachrott-Kohlrausch; Reform des StR.
一九二四	Der Überzeugungsverbrecher.	一九二四	Mezger; Die subjektiven Unrechtselemente.	一九二六	Sozialismus und Strafrecht.		Grünhut; Begriffsbildung und Rechtsanwendung im Strafrecht.
一九二四	Die Problematik der Rechtsidee.	一九二四	Liepmann; Die Grenze von Vorsatz und Fahrlässigkeit.	一九二七	Abbau des Strafrechts.	一九二七	Liszt-Schmidt; Deutsches StR. 25. Aufl.
一九二四	Rechtsidee und Rechtssstoff.	一九二四	Liepmann; Die neuen Grundsätze über den Vollzug von Freiheitsstrafe in Deutschland.	一九二七	Der Landesverrat im Strafgesetzentwurf.	一九二七	一九二七年草案
一九二五	Sicherungstheorie und Rechtssicherheit.	一九二五	v. Hippel; Deutsches StR. I.	一九二八	Psychologie der strafrechtlichen Schuldformen.	一九二八	Zimmerl; Zur Lehre vom Tatbestand.
		一九二五	zu Dohna, Recht und Irrtum.			一九二八	Wolf; Strafrechtliche Schuldlehre, I.
						一九二八	Hirschberg; Schuldbe-

一九二九	Die Begriffsbestimmung der Fahrlässigkeit im Strafgesetzentwurf.	一九二九	griff und Kausalität. v. Weber; Grundriss des tschechoslowakischen StR.	一九三〇	native Schuld begriff.
一九二九	Klassenbegriff und Rechtsidee.			一九三〇年草案	Jaspers; Die geistige Situation der Gegenwart.
一九三〇	Der Erziehungsgedanke im Strafwesen.	一九三〇	v. Hippel; Deutsches StR. II.	一九三一	Hartmann; Das Problem des geistigen Seins.
一九三〇	Vom individualistischen zum sozialen Recht.	一九三〇	Schwinge; Teleologische Begriffsbildung im StR.	一九三一	Frank; Kommentar z. StGB. 18. Aufl.
		一九三〇	Beiling; Gz. d. StR. 10. Aufl.	一九三一	Mezger; Lb. d. StR.
		一九三〇	Zimmerl; Aufbau des Strafrechtssystems.	一九三一	Welzel; Kausalität und Handlung.
		一九三〇	Engisch; Untersuchungen über Vorsatz u. Fahrlässigkeit.	一九三一	Siebert; Notstand u. Putativnotstand.
一九三〇	Die Systematik der Verbrechenstheorie.	一九三〇	Hegler; Subjektive Rechtswidrigkeitsmomente.	一九三三	Wolf; Typen der Tatbestandsmässigkeiten.
		一九三〇	Goldschmidt; Der nor-	一九三三	Liszt-Schmidt; Lb. 26. Aufl.
				一九三三	Brunns; Kritik der Lehre vom Tatbestand.
				一九三三	Wolf; Vom Wesen des

一九三三	Authoritäres oder soziales Strafrecht?	一九三三	Täters. Jaspers; Philosophie. Mezger; Lb. StR. 2. Aufl.	一九三六	Justice and equity in international relations.	
一九三四	Paul Johann Anselm von Feuerbach, ein Juristenleben.	一九三四	Thierfelder; Normativ u. Wert in der Strafrechtswissenschaft.	一九三七	Rechtsphilosophie in England und USA.	
		一九三五	Welzel; Naturalismus und Wertphilosophie im Strafrecht.	一九三七	Das indische Strafrechtbuch.	
一九三六	Le relativisme dans la Philosophie du Droit.	一九三六	Mezger; StR. Leitfaden. 一九三六年草案	一九三八	Tat und Schuld.	一九三八
一九三六	Arten der Interpretation.			一九三八	Klassenbegriffe und Ordnungsbegriffe im Rechtsdenken.	Mezger; StR. Grunds.
一九三六	Anglo-American Law through continental eyes.			一九三八	Le but du droit: bien commun, justice, sécurité.	九・五ズデーテン地方の自治を強要
一九三六	Jurisprudence in the criminal law.				Elegantiae juris criminalis.	
一九三六	La securité en droit d'après la theorie anglaise.			一九三九	Welzel; Studien zum System des Strafrechts.	

三・一五ボヘミア、モ
ラビア保護領となる。
九・一ポーランド侵攻
第二次世界大戦

一九四〇	Anselm Feuerbach und die vergleichende Rechtswissenschaft.	一九四〇	Welzel; Der allgemeine Teil d. Str. l. Auf.
	„Aus Lieb der Gerechtigkeit und ungemelnes Nutz willn.“		Welzel; Persönlichkeit u. Schuld.
		一九四一	一二・六モスクワ攻撃 失敗
		一九四三	二月スターリングラー ド戦終了
一九四四	Gestalten und Gedanken.	一九四四	Kohlrausch-Festschr. 六月ノルマンディー侵 攻
一九四六	Gesetzliches Unrecht und übersetzliches Recht.	一九四四	五・七ドイツ降服
一九四六	Der Geist des englischen Rechts.		
一九四八	Vorschule der Rechtsphilosophie.		
一九四八	Die Natur der Sache als juristische Denk-		

一九四九	form. 去
	ハイデルベルクにて死

(一九六八・六・二〇 稿了)